

船員法等関係法令違反船舶所有者(令和6年度第4／四半期(令和7年1月～3月分))

公表年月日	船 名	船 種 又は 業 種	船舶所有者名 (法人にあつては 代表者名) 法人番号	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行った 主な理由	行政処分内容等 (条項等)	備 考 (所管局)
令和7年4月25日	第六拾八 宝来丸	貨物船	宝来建設工業株式会社 (2140001062544)	兵庫県 姫路市	令和7年3月27日	発航前の検査、航海の安全の確保等の違反事実を確認したため。	戒告 (船員法第8条、第14条の4等)	神戸運輸監理部
	フェリーたい しゅう	貨物フェリー	対州海運株式会社 (2290001008581)	福岡県 福岡市	令和7年1月30日	操練の未実施、航海の安全の確保等に関する違反事実を確認したため。	戒告 (船員法第14条の3第2項、第14条の4等)	九州運輸局
	第八十八 福德丸	漁船	有限会社福德水産 (6350002017175)	宮崎県 日南市	令和7年2月7日	操練の未実施、航海の安全の確保等に関する違反事実を確認したため。	戒告 (船員法第14条の3第2項、第14条の4等)	九州運輸局

※公表理由：船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。

※公表内容に関する問い合わせ先（管轄局）

神戸運輸監理部海上安全環境部 運航労務監理官
九州運輸局海上安全環境部 運航労務監理官

電話078-321-7058
電話092-472-3181